

定期監査結果報告

(平成26年3月31日公表)

監査結果報告

高松市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により公表します。

平成26年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成25年度定期監査結果報告等について

1 監査対象部局

創造都市推進局

2 監査実施期間

平成25年12月26日から平成26年2月28日まで

3 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	産業振興課		1	1
2	農林水産課	3		3
3	土地改良課			
4	(地籍調査室)	2		2
5	競輪場事業課			
6	中央卸売市場業務課			
7	観光交流課		1	1
8	(都市交流室)			
9	文化芸術振興課			
10	文化財課		1	1
11	スポーツ振興課			
12	美術館美術課			
	合計	5	3	8

【指摘】
条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】
組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

4 監査対象事務

行政事務の執行および財務に関する事務の執行

5 監査対象となる事務の執行年度

平成24年度および平成25年度

6 監査の方法

平成24年度および平成25年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

7 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成25年度 創造都市推進局定期監査結果一覧】

H26.3.31

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について	P3	農林水産課
				土地改良課地籍調査室
No.2	意見	労働力確保対策及び雇用促進事業補助金交付について	P4	産業振興課
No.3	指摘	適正な決裁者までの執行伺について	P5	農林水産課
No.4	指摘	のり養殖事業に係る補助金交付事務の適正な処理について	P6	農林水産課
No.5	指摘	業務委託契約に係る仕様書の作成について	P7	土地改良課地籍調査室
No.6	意見	地区観光協会事業補助金交付に係る事務処理について	P8	観光交流課
No.7	意見	埋蔵文化財センターの有効活用について	P9	文化財課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

定期監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成25年度 創造都市推進局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成26年3月31日

所管課等

農林水産課

区分

指摘

意見

土地改良課地籍調査室

指摘・意見
の項目

業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について

内容

平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託および軽易な工事については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な労働条件の確保についての事項を加えなければならないが、農林水産課の平成25年度松尾生活環境保全林草刈事業および土地改良課地籍調査室の平成24年度高松市地籍調査事業過年度数値情報化業務委託の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

定期監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成25年度 創造都市推進局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成26年3月31日

所管課等

産業振興課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

労働力確保対策及び雇用促進事業補助金交付について

内容

平成24年度予算の執行方針では、予算計上済みといえども、さらに補助の目的、内容等を精査の上、繰越金があるものは特に留意し、より適切な執行に努めることとしているが、平成24年度労働力確保対策及び雇用促進事業補助金については、収支予算額に対して収支決算額がかい離しているとともに、繰越金が存在しているので、今後は補助金の減額も含め、適正な交付について検討されたい。

定期監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成25年度 創造都市推進局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成26年3月31日

所管課等

農林水産課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

適正な決裁者までの執行伺について

内 容

補助金（土地改良事業に係るものを除く）の執行伺については、高松市事務決裁規程第5条および別表第1執行伺の表第19項の規定により、100万円以下のものについては課長、500万円以下のものについては局長、1,000万円以下のものについては副市長の決裁を受けなければならず、また、同規程別表第1の備考10により、設計または契約の変更等により金額に変更を生じた場合において、変更後の金額に対応する決裁者が当初より上位となるときは当該上位の決裁者、下位となるときは当該当初の決裁者の決裁を受けなければならないが、平成24年度瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金の交付決定決裁および平成25年度香川県耕作放棄地再生対策事業補助金の変更交付決定決裁については、課長決裁となっていたので、今後、同種の事務処理を行う場合には、これらの規定により、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

定期監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成25年度 創造都市推進局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成26年3月31日

所管課等

農林水産課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

のり養殖事業に係る補助金交付事務の適正な処理について

内容

高松市補助金等交付規則第3条により、申請者は、補助金等交付申請書に事業計画書および収支予算書を添えて、指定する日までに市長に提出しなければならないが、平成25年度のり養殖事業に係る補助金交付申請書には、事業計画書が添付されていないので、今後においては、事業計画書を添付するよう申請者を指導されたい。

定期監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成25年度 創造都市推進局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成26年3月31日

所管課等

土地改良課地籍調査室

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

業務委託契約に係る仕様書の作成について

内容

高松市契約規則第18条の2では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことを規定しているが、平成24年度高松市牟礼町地内境界草刈業務委託に係る支出負担行為同決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

定期監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成25年度 創造都市推進局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成26年3月31日

所管課等

観光交流課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

地区観光協会事業補助金交付に係る事務処理について

内 容

平成25年度予算の執行方針では、補助金等交付申請書に添付する収支予算書について、より明確な区分と積算等内訳の記載を申請者に対し指導することとしているが、平成25年度地区観光協会事業補助金の交付に係る収支予算書では、摘要欄に記載がなく、その積算や支出の根拠が明らかになっていないものが見受けられたので、今後は、同補助金交付申請者に対し、収支予算書および収支決算書の摘要欄に積算等内訳の明確な記載を行うよう指導するとともに、収支状況に関する書類・帳簿等の確認および補助事業等の執行状況についての現地検査を実施するなど、補助金交付事務の適正化を図り、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

定期監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成25年度 創造都市推進局 定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成26年3月31日

所管課等

文化財課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

埋蔵文化財センターの有効活用について

内容

平成24年8月に四番丁スクエア内に設置された埋蔵文化財センターについて、オープン以降の利用状況を調査したところ、埋蔵文化財の拠点施設として、市民への積極的な活用が十分に図られていないように見受けられた。
高松市創造都市推進ビジョンでは、産業、ものづくり、観光、文化・スポーツ、国際交流などに関する施策を一体的に推進することにより、高松の都市ブランドイメージの向上を積極的かつ効果的に図るとしていることから、同センターの立地条件を生かし、局内外の連携による情報提供や事業内容の充実など、施設の有効活用および利用率の向上を図るための取組を、より積極的に推進されたい。